

日 薬 業 発 第 179 号
令和 8 年 7 月 30 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進

健康保険法施行令等の一部を改正する省令の公布について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省保険局長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

高額療養費の患者負担割合及び自己負担限度額等の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び省令が公布され、改正の趣旨、改正の内容等について示されました。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

(別添)

○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について

(令和 8 年 7 月 29 日付け保発 0729 第 16 号・厚生労働省保険局長)

保発 0729 第 16 号
令和 8 年 7 月 29 日

日本薬剤師会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 240 号。以下「改正政令」という。）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 117 号。以下「改正省令」という。）が本日公布された。その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

高齢化の進展や高額薬剤の開発・普及等により、医療費が年々増大していく中において、「制度の持続可能性の確保」と「長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能の強化」を行う観点から行うものである。制度全体の持続可能性の確保の観点から、低所得の方の負担に配慮しつつ、主に療養期間が短期の方に対して、一人当たり医療費の伸びに応じた追加のご負担をお願いする一方で、「多数回該当」の金額を維持した上で、新たに「年間上限」を設けるとともに、年収 200 万円未満の方の「多数回該当」の金額を引き下げるなど、長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能を強化している。

第 2 改正の内容

I. 改正政令

- 1 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）

の一部改正（改正政令第 1 条及び第 2 条関係）

- ① 月間の高額療養費及び 70 歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費の算定基準額に関する事項（健保令第 42 条第 1 項から第 8 項まで及び第 10 項関係）

算定基準額については、令和 8 年 8 月 1 日施行分及び令和 9 年 8 月 1 日施行分について、それぞれ別紙のとおりとすること。

※ 月間の高額療養費に係る 75 歳到達月の特例については現行と同様とし、当該月の算定基準額については別紙の表の金額に 2 分の 1 を乗じた額とすること。

- ② 年間の高額療養費の算定基準額に関する事項（健保令第 41 条の 3 並びに第 42 条第 11 項及び第 12 項関係）

計算期間（8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで）に当該保険者の被保険者又はその被扶養者として受けた療養に係る自己負担額（月間の高額療養費、外来療養に係る年間の高額療養費又はそれらに係る附加給付が支給されている場合は、支給後の額）を合算し、基準日（7 月 31 日）時点の所得区分に応じて定める算定基準額を超える場合は、その超える分を支給すること。

算定基準額については、令和 8 年 8 月 1 日施行分及び令和 9 年 8 月 1 日施行分について、それぞれ別紙のとおりとすること。

- ③ その他所要の規定の整備を行ったこと。

- 2 船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。）の一部改正（改正政令第 3 条及び第 4 条関係）

1 ①及び②に準じた改正（船保令第 8 条の 3 及び第 9 条関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

- 3 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。）の一部改正（改正政令第 5 条及び第 6 条関係）

1 ①及び②に準じた改正（国保令第 29 条の 2 の 3 及び第 29 条の 3 関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

- 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）の一部改正（改正政令第 7 条及び第 8 条関係）

1 ①及び②に準じた改正（高確令第 14 条の 3、第 15 条及び第 16 条関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

- 5 準備行為及び経過措置

- ① 限度額適用の認定については、施行後速やかに被保険者が保険医療機

関等において現物給付を受けることができるよう、本政令の施行日前においても保険者がその認定を行うことができることとすること。(改正政令附則第2条から第9条まで関係)

- ② 本政令の施行日(令和8年8月1日)に資格を喪失した者については、当該日を年間上限(健保令第41条の3の規定等により支給される高額療養費をいう。以下同じ。)の支給に係る基準日とみなす取り扱いとすること。(改正政令附則第17条、第20条、第23条及び第26条関係)
- ③ 本政令の施行日(令和8年8月1日及び令和9年8月1日)前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、それぞれなお従前の例とすること。(改正政令附則第18条、第21条、第24条及び第27条関係)
- ④ 「～約200万円」区分(標準報酬月額15万円以下等。詳細は別紙参照)に該当することが確認できた者については、令和8年8月1日から令和9年7月31日の計算期間に係る年間上限について、算定基準額を41万円として適用すること。(改正政令附則第19条、第22条、第25条及び第28条関係)

6 施行期日

一部を除き、令和8年8月1日から施行すること。

※ 改正政令第2条、第4条、第6条及び第8条等については、令和9年8月1日施行(別紙参照)

II. 改正省令

1 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。)の一部改正(改正省令第1条関係)

- ① 年間上限の支給申請等に関する事項(健保則第109条の2の2の2及び第111条関係)

年間上限の支給を受けようとする被保険者は、必要事項を記載した申請書を保険者に提出すること。ただし、当該規定に関わらず、保険者が別段の定めをすることができること。

- ② 年間上限に係る所得区分に関する事項(健保則第103条の2から第103条の6まで関係)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下単に「要保護者」という。)である者であって、限度額適用・標準負担額減額認定の適用を受けることにより生活保護を必要としない者については、現行の月間の高額療養費の所得区分と同様に、「住民税非課税」の所得区分に含むものとする。

- ③ 外来年間上限の支給申請等に関する事項(健保則第109条の2関係)
「住民税非課税」区分の外来年間上限の導入に伴い、外来年間上限の

支給申請にあたっては、当該区分に該当することを証する書類を添付するものとする。ただし、マイナンバーを利用した情報照会により確認できるときは、この限りでないこと。

④ その他所要の規定の整備を行ったこと。

2 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）の一部改正（改正省令第 2 条関係）

1 ①から③までに準じた改正（船保則第 92 条の 2 から第 92 条の 6 まで及び第 99 条の 2 及び第 99 条の 3 の 2 関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

3 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）の一部改正（改正省令第 3 条関係）

1 ①及び③に準じた改正（国保則第 27 条の 17、第 27 条の 17 の 2 及び第 27 条の 17 の 4 関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）の一部改正（改正省令第 3 条関係）

1 ①及び②に準じた改正（高確則第 62 条の 5、第 65 条の 2 から第 65 条の 4 まで、第 70 条の 4 から第 70 条の 6 まで、第 71 条の 3 及び第 71 条の 6 関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

5 施行期日

令和 8 年 8 月 1 日から施行すること。

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和8年8月～令和9年7月）

70歳未満	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保（旧ただし書き所得）		多数回該当		
	約1,160万円～	83万円以上	901万円超	3割 (※1)	270,300 + (医療費－901,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
	約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	600万円～901万円		179,100 + (医療費－597,000) × 1%	<93,000>	1,110,000
	約370万円～約770万円	28万円～50万円	210万円～600万円		85,800 + (医療費－286,000) × 1%	<44,400>	530,000
	～約370万円	26万円以下	210万円以下		61,500		530,000 (※6)
	住民税非課税				36,900	<24,600>	290,000

70歳以上	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		多数回該当	年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保・後期（課税所得）		外来（個人ごと）			
	約1,160万円～	83万円以上	690万円以上	3割	270,300 + (医療費－901,000) × 1%	<140,100>		1,680,000
	約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	380万円以上		179,100 + (医療費－597,000) × 1%	<93,000>		1,110,000
	約370万円～約770万円	28万円～50万円	145万円以上		85,800 + (医療費－286,000) × 1%			530,000
	～約370万円	26万円以下 （※2）	145万円未満 （※2、3）	22,000 （年間上限216,000）	61,500	<44,400>	530,000 （※6）	
	住民税非課税			70～74歳 2割 75歳以上 1割（※4）	11,000 （年間上限96,000）	25,700	<24,600>	290,000
	住民税非課税（所得が一定以下）				8,000	15,700	—	180,000

※1 義務教育就学前の者については2割。
※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
※4 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については2割。
※5 「年収換算 約200万円（健保：15万円以下、国保：86万円以下）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。
※6 「年収換算 約200万円（健保：15万円以下、国保・後期：28万円未満）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(別紙)

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和9年8月～）

70歳未満	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		多数回該当	年単位の上限額（円）	
	年収換算	国保（旧ただし書き所得）							
		健保（標準報酬月額）	1,356万円超						
	約1,650万円～	127万円以上	1,356万円超	3割 (※1)	342,000 + (医療費－1,140,000) × 1%	<140,100>	1,680,000		
	約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円	1,110万円～1,356万円		303,000 + (医療費－1,010,000) × 1%				
	約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円	901万円～1,110万円		270,300 + (医療費－901,000) × 1%				
	約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円	809万円～901万円		209,400 + (医療費－698,000) × 1%				
	約950万円～約1,040万円	62万円～68万円	679万円～809万円		194,400 + (医療費－648,000) × 1%	<93,000>	1,110,000		
	約770万円～約950万円	53万円～59万円	600万円～679万円		179,100 + (医療費－597,000) × 1%				
	約650万円～約770万円	44万円～50万円	410万円～600万円		110,400 + (医療費－368,000) × 1%				
	約510万円～約650万円	36万円～41万円	313万円～410万円		98,100 + (医療費－327,000) × 1%				
	約370万円～約510万円	28万円～34万円	210万円～313万円		85,800 + (医療費－286,000) × 1%	<44,400>	530,000		
	約260万円～約370万円	20万円～26万円	127万円～210万円		69,600				
	約200万円～約260万円	16万円～19万円	86万円～127万円		65,400				
	～約200万円	15万円以下	86万円以下		61,500				
		住民税非課税			36,900				
							<34,500>	410,000	
							<24,600>	290,000	

70歳以上	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）	
	年取換算	国保・後期（課税所得）			外来（個人ごと）	多数回該当		
		健保（標準報酬月額）	国保・後期（課税所得）					
70歳以上	約1,650万円～	127万円以上	1,107万円以上	3割	342,000 + (医療費－1,140,000) × 1%	<140,100>	1,680,000	
	約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円	900万円以上		303,000 + (医療費－1,010,000) × 1%			
	約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円	690万円以上		270,300 + (医療費－901,000) × 1%			
	約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円	614万円以上		209,400 + (医療費－698,000) × 1%			
	約950万円～約1,040万円	62万円～68万円	504万円以上		194,400 + (医療費－648,000) × 1%	<93,000>	1,110,000	
	約770万円～約950万円	53万円～59万円	380万円以上		179,100 + (医療費－597,000) × 1%			
	約650万円～約770万円	44万円～50万円	280万円以上		110,400 + (医療費－368,000) × 1%			
	約510万円～約650万円	36万円～41万円	203万円以上		98,100 + (医療費－327,000) × 1%			
	約370万円～約510万円	28万円～34万円	145万円以上		85,800 + (医療費－286,000) × 1%	<44,400>	530,000	
	約260万円～約370万円	20万円～26万円 (※2、3)	57万円以上		28,000 (年間上限216,000)			69,600
	約200万円～約260万円	16万円～19万円	28万円以上					65,400
	～約200万円	15万円以下	28万円未満 (※4)					
	住民税非課税			70～74歳 2割	22,000 (年間上限216,000)	<34,500>	410,000	
				75歳以上 1割 (※5)	13,000 (年間上限96,000)	<24,600>	290,000	
	住民税非課税（所得が一定以下）				8,000	15,700	180,000	

※1 義務教育就学前の者については2割。

※2 収入の合計額が50万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 後期については、年金収入＋その他の合計所得金額が500万円未満（複数世帯の場合は320万円未満）の場合も含む。

※5 課税所得が29万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については2割。